

# 羽曳野市長期優良住宅建築等計画認定等実施要綱

制 定 平成 21 年 6 月 4 日

最近改正 平成 27 年 5 月 28 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。)の規定に基づき、市長が行う長期優良住宅建築等計画の認定等の事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、法の定めにあるものほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品確法」という。)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能認定等機関をいう。
- (2) 住宅性能評価 住宅品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価をいう。
- (3) 設計住宅性能評価書 住宅品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- (4) 登録住宅型式性能認定等機関 住宅品確法第 44 条第 3 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。
- (5) 住宅型式性能認定 住宅品確法第 31 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定をいう。
- (6) 認証型式住宅部分等 住宅品確法第 40 条第 1 項の認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。
- (7) 登録試験機関 住宅品確法第 59 条第 1 項に規定する登録試験機関をいう。
- (8) 特別評価方法認定 住宅品確法第 58 条第 1 項に規定する特別評価方法認定をいう。

(市長が必要と認める図書)

第3条 規則第2条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が作成した適合証
- (2) 設計住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅及び共同住宅等にあっては、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年2月24日国土交通省告示第209号。以下「告示」という。)第3に定める基準に適合する旨が確認できる設計住宅性能評価書
- (3) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。)の写し
- (4) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (5) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(この場合において、登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。)を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)
- (6) その他市長が必要と認める図書  
(市長が不要と認める図書)

第4条 規則第2条第3項の規定により同条第1項の表に掲げる図書のうち市長が不要と認めるものは次の各号に定めるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、図書に明示

すべき事項のすべてについて明示することを要しない図書とする。

- ア 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあっては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価(登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期優良住宅建築等計画の認定)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- イ 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあっては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 一の建築物において、法第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく認定申請を複数同時に行う場合にあっては、規則第2条第1項に掲げる図書のうち共通のものについて同時に申請するいずれかの申請書に添付したときは、当該図書

(3) 一の建築物において、法第8条第1項に基づく変更認定申請を複数同時に行う場合にあっては、規則第2条第1項に掲げる図書のうち共通のものについて同時に申請するいずれかの申請書に添付したときは、当該図書

(4) その他市長が不要と認める図書

(計画の通知)

第5条 市長は、法第6条第3項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を行う場合は、計画通知書(様式第1号)に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

2 建築主事は、法第6条第4項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合することを認めたときは、確認済証(様式第2号)により市長に交付するものとする。

3 建築主事は、法第6条第4項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規

定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、通知書(様式第3号)により市長に通知するものとする。

- 4 建築主事は、法第6条第4項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、通知書(様式第4号)により市長に通知するものとする。

(認定申請の取り下げ)

- 第6条 法第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく認定申請又は法第8条の規定に基づく変更認定申請をした者は、市長が認定又は変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第5号)の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、第6条の通知を行った場合で前項に規定する取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書(様式第6号)により建築主事に通知しなければならない。
- 3 第1項の取下げ届の副本は、申請した者に返還するものとする。

(軽微な変更等)

- 第7条 法第10条に規定する認定計画実施者(以下「認定計画実施者」という。)は、規則第7条の規定による軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(様式第7号)の正本及び副本に、それぞれ添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に届け出ることができる。

- 2 認定計画実施者は、法第6条第1項の認定を受けた後、規則第6条に規定される通知書に記載されている事項に変更が生じた場合は、法第9条及び10条に規定される場合を除き、認定事項変更届(様式第8号)の正本及び副本に、認定通知書(変更認定を受けた場合は、認定通知書及び変更認定通知書)の写しを添えて市長に届け出ることができる。

- 3 前2項の副本は、認定計画実施者に返還するものとする。

(報告の徴収等)

- 第8条 法第12条の規定による報告の徴収は、通知書(様式第9号)により認定計画実施者に対して通知するものとする。

- 2 認定計画実施者は、法第12条に基づき、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告を求められた場合には、報告書(様式第10号)により、

市長に報告するものとする。

3 認定計画実施者は、法第 12 条に基づき、前項の報告以外の報告を求められた場合には、状況報告書(様式第 11 号)により、報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

(取りやめる旨の申出)

第 9 条 法第 14 条第 1 項第 2 号の申出をしようとする認定計画実施者は、取りやめる旨の申出書(様式第 12 号)の正本及び副本に、認定通知書(変更認定を受けた者は、認定通知書及び変更認定通知書)を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の取りやめ届の副本は、認定計画実施者に返還するものとする。

(取り消しの通知)

第 10 条 法第 14 条第 2 項の通知は、取消通知書(様式第 13 号)により行うものとする。

(認定等の証明)

第 11 条 法第 6 条第 1 項の規定による認定(法第 8 条第 2 項の規定により準用する場合を含む)を受けた者又は法第 10 条の規定による地位の承継について承認を受けた者は、当該認定または承認を受けた旨の証明が必要な場合は、証明申請書(様式第 14 号)を市長に提出し、証明を受けることができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。